

第1843号
令和6年8月1日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎裁判例

1

(民事)

- 1 優生保護法中のいわゆる優生規定（同法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項）は、憲法13条及び14条1項に違反する
- 2 上記優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける
- 3 不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる
- 4 同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

(令和5年(受)第1319号・令和6年7月3日 大法廷判決棄却)

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年法律第14号による改正前のもの）12条3項所定の事業の事業主は、当該事業についてされた業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有しない

(令和5年(行ヒ)第108号・令和6年7月4日 第一小法廷判決破棄自判)

- 退任取締役の退職慰労金について株主総会決議による委任を受けた取締役会がした、内規の定める基準額から大幅に減額した額を支給する旨の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとされた事例

(令和4年(受)第1780号・令和6年7月8日 第一小法廷判決破棄自判)

- 民事事件の訴訟記録に係る閲覧等の制限の申立てについての却下決定に補足意見が付された事例

(令和4年(マ)第246号・令和6年7月8日 第一小法廷決定却下)

- 1 宗教法人とその信者との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例
- 2 宗教法人の信者による献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和4年(受)第2281号・令和6年7月11日 第一小法廷判決破棄差戻し)

- 租税特別措置法施行令（平成28年政令第159号による改正前のもの）39条の117第8項5号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいう

(令和4年(行ヒ)第373号・令和6年7月18日 第一小法廷判決破棄自判)

(刑事)

- 不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法246条の2にいう「虚偽の情報」を与えたものとされた事例

(令和4年(あ)第1460号・令和6年7月16日 第三小法廷判決棄却)

◎最高裁判所判例要旨

27

(民事)

- 1 株券の発行前にした株券発行会社の株式の譲渡の譲渡当事者間における効力
- 2 株券発行会社の株式の譲受人が民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)423条1項本文により譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することの可否

(令和4年(受)第1266号・令和6年4月19日 第二小法廷判決破棄差戻し)

(刑事)

- 児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法7条4項の児童ポルノ製造罪にも該当するときに、同条5項を適用することの可否

(令和5年(あ)第1032号・令和6年5月21日 第三小法廷判決棄却)

◎最高裁判所裁判例要旨

28

(民事)

- 外国人の技能実習に係る監理団体の指導員が事業場外で従事した業務につき、労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和5年(受)第365号・令和6年4月16日第三小法廷判決一部破棄差戻し、一部棄却)

- 労働者と使用者との間に当該労働者の職種及び業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合において、使用者が当該労働者に対してした異なる職種等への配置転換命令につき、配置転換命令権の濫用に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和5年(受)第604号・令和6年4月26日第二小法廷判決破棄差戻し)

◎記事

29

- 叙位・叙勲(5月分、死亡者のみ)
- 遺族追賞(7月分)
- 人事異動(7月6日~7月18日)

◎最高裁判所規則

30

- 金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則について

裁判例

民事

- ◎ 1 優生保護法中のいわゆる優生規定（同法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項）は、憲法13条及び14条1項に違反する
- 2 上記優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける
- 3 不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる
- 4 同条後段の除斥期間の主張をすることは信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

件名 国家賠償請求事件

最高裁判所令和5年（受）第1319号

令和6年7月3日 大法廷判決棄却

上告人 国

被上告人 X1 ほか2名

原 審 大阪高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人春名茂ほかの上告受理申立て理由について

- 1 被上告人ら及びその被承継人ら（以下、併せて「第1審原告ら」という。）は、自ら又は配偶者が、優生保護法（昭和23年法律第156号。平成8年法律第105号による改正後の題名は母体保護法。以下、同改正の前後を通じて「優生保護法」という。）3条1項1号から3号まで、10条又は13条2項の規定（ただし、3条1項1号、2号及び10条については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの

間、3条1項3号については、昭和23年9月11日から平成8年3月31日までの間、13条2項については、昭和27年5月27日から平成8年9月25日までの間において施行されていたもの。以下、併せて「本件規定」という。）に基づいて、生殖を不能にする手術（以下「不妊手術」という。）を受けたと主張する者である。

本件は、被上告人らが、上告人に対し、本件規定は憲法13条、14条1項等に違反しており、本件規定に係る国会議員の立法行為は違法であって、第1審原告らは上記不妊手術が行われたことによって精神的・肉体的苦痛を被ったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。上記不妊手術が行われたことを理由とする第1審原告らの上告人に対する同項に基づく損害賠償請求権（以下「本件請求権」という。）が、平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）724条後段の期間の経過により消滅したか否かが争われている。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要（公知の事実を含む。）は、次のとおりである。

- (1)ア 優生保護法は、昭和23年6月28日に成立し、同年7月13日に公布され、同年9月11日に施行された法律である。

制定時の優生保護法1条は、この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする旨を定め、同法2条1項は、この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう旨を定めていた。そして、優生保護法施行規則（昭和24年厚生省令第3号）1条は、優生手術の術式として、精管切除結さつ法、精管離断変位法、卵管圧挫結さつ法及び卵管間質部けい状切除法を定めていた。

制定時の優生保護法3条1項は、医師は、同項各号の一に該当する者（ただし、未成年者、精神病者及び精神薄弱者を除く。）に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる旨を定め、これに該当する者として、①本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの（1号）、②本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、かつ子孫にこれが遺伝するおそれのあるもの（2号）、③本人又は配偶者がらい疾患にかかり、かつ子孫にこれが伝染するおそ

れのあるもの（3号）等を定めていた。

また、制定時の優生保護法は、4条において、医師は、診断の結果、同法別表に掲げる疾患にかかっていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる旨を定め、5条から9条までにおいて、同審査の手続等について定めていた。そして、同法10条は、優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、都道府県優生保護委員会の指定した医師が優生手術を行う旨を定めていた。なお、同法別表は、遺伝性精神病（1号）、遺伝性精神薄弱（2号）等の疾病や障害を掲げていた。

イ 優生保護法は、昭和24年法律第154号（同年6月1日施行）、同年法律第216号（同月24日施行）及び昭和27年法律第141号（同年5月27日施行。以下「昭和27年改正法」という。）により改正された。これらの改正においては、優生保護法3条1項1号及び2号が改められ、それぞれ、①本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの（1号）、②本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの（2号）とされたほか、同法中「都道府県優生保護委員会」が「都道府県優生保護審査会」に、同法4条中「申請することができる。」が「申請しなければならない。」に改められ、同法別表に掲げる疾病や障害の分類、名称等が改められるなどした。

また、昭和27年改正法による改正後の優生保護法は、12条において、医師は、同法別表1号又は2号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかっている者について、精神衛生法（昭和25年法律第123号）20条又は21条に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる旨を定めていた。そして、上記改正後の優生保護法13条2項は、優生手術を行うことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定があったときは、医師は、優生手術を行うことができる旨を定めていた。

なお、優生保護法施行規則は、昭和27年厚生省令第32号により全部改正されたが、改正の前後で1条の定める優生手術の術式に変更はない。

（2）厚生事務次官は、昭和28年6月12日、「優

生保護法の施行について」と題する通知（同日厚生省発衛第150号。以下「昭和28年次官通知」という。）を各都道府県知事宛てに発出した。昭和28年次官通知には、審査を要件とする優生手術について、本人の意見に反しても行うことができるものである旨、この場合に許される強制の方法は、手術に当たって必要な最小限度のものでなければならないので、なるべく有形力の行使は慎まなければならないが、それぞれの具体的な場合に応じては、真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えない旨等が記載されていた。

厚生省公衆衛生局庶務課長は、昭和29年12月24日、「審査を要件とする優生手術の実施の推進について」と題する通知（同日衛庶第119号）を各都道府県衛生部長宛てに発出した。同通知には、審査を要件とする優生手術について、当該年度における11月までの実施状況をみると、以前に提出願った実施計画を相当に下回る現状にあるので、なお一層の努力をいただき計画どおり実施するように願いたい旨が記載されていた。また、同局精神衛生課長は、昭和32年4月27日、各都道府県衛生主管部（局）長に宛てて、例年、優生手術の実施件数が予算上の件数を下回っている実情であり、当該年度における優生手術の実施についてその実をあげられるようお願いする旨を通知した。

（3）ア 被上告人X₁は、昭和7年生まれの男性であり、出生時から両耳が聞こえなかった。aは、同年生まれの女性であり、3歳の頃、病気のために聴力を失った。被上告人X₁とaは、昭和35年5月に結婚式を挙げ、昭和36年12月に婚姻の届出をした。

aは、昭和35年7月又は同年8月頃に妊娠したことが判明したところ、その日の翌日、母親に連れられて病院に行き、人工妊娠中絶を受けるとともに、不妊手術を受けた。同不妊手術は、aの母親の同意をもってa及び被上告人X₁の同意があったものとして、優生保護法3条1項1号の規定（昭和27年改正法による改正後のもの）に基づいて行われたものであった。

イ bは、昭和▲年生まれの男性であり、▲歳の頃、両耳の慢性中耳炎が悪化して難聴となった。被上告人X₂は、昭和▲年生まれの女性であり、出生時から両耳が聞こえなかった。bと被上告人X₂は、昭和43年頃に結納を交わし、昭和43年▲月に婚姻の届出をした。

bは、昭和43年1月ないし同年3月頃、母親に連れられて病院に行き、不妊手術を受けた。同不妊手術は、bの母親の同意をもってbの同意があったものとして、優生保護法3条1項1号の規定（昭和27年改正法による改正後のもの）に基づいて行われたもので

あった。

ウ 被上告人X₃は、昭和30年生まれの女性であり、先天性の脳性小児麻痺である旨の医師の診断を受けていた。

被上告人X₃は、昭和43年3月、不妊手術を受けた。同不妊手術は、優生保護法13条2項の規定（昭和27年改正法による改正後のもの）に基づいて行われたものであった。

(4)ア 平成8年4月1日、らい予防法の廃止に関する法律（同年法律第28号）が施行され、同法により優生保護法3条1項3号の規定が削除された。

平成8年9月26日、優生保護法の一部を改正する法律（同年法律第105号）が施行された。同法による優生保護法の改正（以下「平成8年改正」という。）においては、同法の題名が「母体保護法」に、同法1条中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」が「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改められ、同法3条1項1号、2号、4条から13条までの各規定が削除されるなどした。

イ 厚生労働省の保管する資料によれば、昭和24年以降平成8年改正までの間に本件規定に基づいて不妊手術を受けた者の数は約2万5000人であるとされている。

(5)ア 市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づいて設置された人権委員会（以下「自由権規約委員会」という。）は、平成10年11月、日本政府の報告についての総括所見（以下「本件総括所見」という。）を採択した。本件総括所見において、自由権規約委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告するとした。また、日本弁護士連合会は、平成13年11月、日本政府は、自由権規約委員会から勧告を受けている優生保護法下の強制不妊手術の被害救済に取り組むべきであり、同法の下で強制的な不妊手術を受けた女性に対して、補償する措置を講ずべきである旨の意見を公表した。

しかし、日本政府は、平成18年12月に自由権規約委員会に提出した報告において、優生保護法に基づき適法に行われた手術については、過去に遡って補償することは考えていないとした。

イ 日本弁護士連合会は、平成19年12月、上記報告につき、国は、過去に発生した障害を持つ女性に対する強制不妊措置について、政府としての包括的な調査と補償を実施する計画を早急に明らかにすべきである旨の意見を公表した。また、自由権規約委員会は、平成20年10月及び平成26年8月に採択した各総

括所見において、日本政府は本件総括所見における勧告を実施すべきであるとした。さらに、女子に対する差別の撤廃に関する委員会は、平成28年3月、日本政府の報告についての最終見解において、優生保護法に基づく強制的な不妊手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようするため、具体的な取組を行うことを勧告するとした。

しかし、平成31年4月までの間、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者に対し、補償の措置が講じられることはなかった。

(6) 平成30年9月28日、被上告人X₁、a、b及び被上告人X₂が本件訴えを提起し、平成31年2月27日、被上告人X₃が本件訴えを提起した。

上告人は、本件訴訟において、本件請求権は改正前民法724条後段の期間の経過により消滅した旨を主張した。

(7) 平成31年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という。）が成立し、一部の規定を除いて施行された。

一時金支給法は、前文において、優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に関係規定が削除されるまでの間において不妊手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたとし、そのことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびするなどとしている。そして、一時金支給法は、3条において、国は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む所定の者に対し、一時金を支給する旨を定め、4条において、一時金の額は320万円とする旨を定め、5条1項において、内閣総理大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する旨を定めている。他方、同法は、一時金の法的性格を明らかにしておらず、一時金の支給を受けるべき者が同一の事由について損害賠償その他の損害の填補を受けた場合の調整等についての定めも設けていないなど、上告人に損害賠償責任があることを前提とはしていない。

(8)ア 令和2年11月、bが死亡し、相続人である被上告人X₂がbの権利義務を承継した。

イ 令和4年6月、aが死亡し、相続人である被上告人X₁がaの権利義務を承継した。

3 原審は、上記事実関係等の下において、本件規定は憲法13条及び14条1項に違反し、本件規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法1条1項の適用

上違法であり、第1審原告らは自ら又は配偶者が本件規定に基づいて不妊手術を受けたことによって精神的・肉体的苦痛を被ったものであって、a及びbの慰謝料は各1300万円、被上告人X₁及び同X₂の慰謝料は各200万円、被上告人X₃の慰謝料は1500万円と認めるのが相当であるなどとした上で、要旨次のとおり判断して、被上告人らの請求をいずれも一部認容した。

改正前民法724条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであると解されるところ、本件請求権の除斥期間は、本件訴えが提起される前に経過している。しかしながら、除斥期間の経過による効果を認めるのが著しく正義・公平の理念に反する特段の事情がある場合には、条理にもかなうよう、時効停止の規定（同法158条から160条まで）の法意等に照らして、例外的に上記効果を制限できること解すべきであるところ、本件請求権については、上記特段の事情があるものとして、本件規定が憲法の規定に違反していることを上告人が認めた時又は本件規定が憲法の規定に違反していることが最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時から6か月を経過するまでの間は、上記効果が生じないというべきである。そして、第1審原告らは、上記効果が生ずる前に本件訴えを提起したといえるから、本件請求権が除斥期間の経過により消滅したとはいえない。

4 所論は、最高裁昭和59年（オ）第1477号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁（以下「平成元年判決」という。）その他の判例によれば、本件請求権は、改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したというべきであり、原審の判断には同条後段の解釈の誤り及び判例違反があるというものである。

5 平成元年判決は、改正前民法724条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により同請求権が消滅したものと判断すべきであって、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当である旨を判示している。

しかしながら、本件の事実関係の下において、除斥期間の経過により本件請求権が消滅したものとして上告人が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。平成元年判決が示した上記の法理をそのまま維持することはできず、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用

となる場合もあり得ると解すべきであって、本件における上告人の除斥期間の主張は、信義則に反し、権利の濫用として許されないとすべきである。以下、これを詳述する。

6(1)ア 本件訴訟において、被上告人らは、本件規定は憲法13条、14条1項等に違反しており、本件規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法1条1項の適用上違法であるなどと主張して、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより第1審原告らに生じた損害の賠償を求めている。

イ 本件規定は、①優生保護法の定める特定の疾病や障害（以下「特定の障害等」という。）を有する者、②配偶者が特定の障害等を有する者又は③本人若しくは配偶者の4親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を対象者とする不妊手術について定めたものである。

憲法13条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているところ（最高裁令和2年（ク）第993号同5年10月25日大法廷決定・民集77巻7号1792頁参照）、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。したがって、正当な理由に基づかず不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないとすべきである。

これを本件規定についてみると、平成8年改正前の優生保護法1条の規定内容等に照らせば、本件規定の立法目的は、専ら、優生上の見地、すなわち、不良な遺伝形質を淘汰し優良な遺伝形質を保存することによって集団としての国民全体の遺伝的素質を向上させるという見地から、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ疾病や障害を有する子孫が出生することを防止することにあると解される。しかしながら、憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

したがって、本件規定により不妊手術を行うこと正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法13条に

反し許されないというべきである。なお、本件規定中の優生保護法3条1項1号から3号までの規定は、本人の同意を不妊手術実施の要件としている。しかし、同規定は、本件規定中のその余の規定と同様に、専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されないのであって、これに応じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということはできない。加えて、優生上の見地から行われる不妊手術を本人が自ら希望することは通常考えられないが、周囲からの圧力等によって本人がその真意に反して不妊手術に同意せざるを得ない事態も容易に想定されるところ、同法には本人の同意がその自由な意思に基づくものであることを担保する規定が置かれていなかったことにも鑑みれば、本件規定中の同法3条1項1号から3号までの規定により本人の同意を得て行われる不妊手術についても、これを受けさせることは、その実質において、不妊手術を受けることを強制するものであることに変わりはないというべきである。

また、憲法14条1項は、法の下の平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは、当裁判所の判例とするところである（最高裁昭和37年（オ）第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和45年（ア）第1310号同48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁等）。しかるところ、本件規定は、①特定の障害等を有する者、②配偶者が特定の障害等を有する者及び③本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を不妊手術の対象者と定めているが、上記のとおり、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められないから、上記①から③までの者を本件規定により行われる不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たるものといわざるを得ない。

ウ 以上によれば、本件規定は、憲法13条及び14条1項に違反するものであったというべきである。そして、以上に述べたところからすれば、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である（最高裁平成13年（行ツ）第82号、第83号、同年（行ヒ）第76号、第77号同1

7年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁参照）。

(2)ア 改正前民法724条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図した規定であると解されるところ、上記(1)のとおり、立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ないというべきであるし、国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえない。そうすると、本件には、同条の趣旨が妥当しない面があるというべきである。

イ その上で、上告人は、上記(1)のとおり憲法13条及び14条1項に違反する本件規定に基づいて、昭和23年から平成8年までの約48年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の障害等を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきたものである。さらに、上告人は、その実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬使用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の昭和28年次官通知を各都道府県知事宛てに発出するなどして、優生手術を行うことを積極的に推進していた。そして、上記施策が実施された結果として、少なくとも約2万5000人もの多数の者が本件規定に基づいて不妊手術を受け、これにより生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至ったというのである。これらの点に鑑みると、本件規定の立法行為に係る上告人の責任は極めて重大であるといわざるを得ない。

また、法律は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会が制定するものであるから、法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える上、本件規定により行われる不妊手術の主たる対象者が特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあったと考えられることからすれば、本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者に、本件規定が憲法の規定に違反すると主張して上告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であったというべきである。本件規定は、平成8年に全て削除されたものの、その後も、上告人が本件規定により行われた不妊手術は適法であるという立場をとり続けてきたことからすれば、上記の者に上記請求権の行使を期待するのが困難であ

ることに変わりはなかったといえる。そして、第1審原告らについて、本件請求権の速やかな行使を期待することができたと解すべき特別の事情があったこともうかがわえない。

加えて、国会は、立法につき裁量権を有するものではあるが、本件では、国会の立法裁量権の行使によって国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な本件規定が設けられ、これにより多数の者が重大な被害を受けたのであるから、公務員の不法行為により損害を受けた者が国又は公共団体にその賠償を求める権利について定める憲法17条の趣旨をも踏まえれば、本件規定の問題性が認識されて平成8年に本件規定が削除された後、国会において、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべきである。そうであるにもかかわらず、上告人は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続けてきたものである。本件訴えが提起された後の平成31年4月に一時金支給法が成立し、施行されたものの、その内容は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む一定の者に対し、上告人の損害賠償責任を前提とすることなく、一時金320万円を支給するというにとどまるものであった。

ウ 以上の諸事情に照らすと、本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、本件請求権が消滅したものとして上告人が第1審原告らに対する損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないというべきである。

7(1) 以上のことと踏まえて、改正前民法724条後段に関して平成元年判決が示した法理につき、改めて検討する。

不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する改正前民法724条の趣旨に照らせば、同条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解するのが相当である。もっとも、このことから更に進んで、裁判所は当事者の主張がなくても除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断すべきであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用である旨の主張は主張自体失当であると解していたが、上記期間については、最高裁平成20年(受)第804号同21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁の田原睦夫裁判官の意見のほか、多くの学説がこれを時効期間と解してきた。そして、平成29年法律第44号(以下「民法改正法」という。)による改正後の民法(以下「改正後民法」という。)724条も、20年の期間を時効期間と規定するに至り、平成元年判決が、改正前民法724条後段が長期の時効を規定していると解することは同条の趣旨に沿わない旨を判示していたことの合理性も問題となる。そこで、当裁判所の判例が同条後段の期間を除斥期間とする点についても、これを改めるべきか否かについて検討する。

張が信義則違反又は権利濫用とされる場合は極めて限定されると解されるものの、そのような場合があることを否定することは相当でないというべきである。

そして、このような見地に立って検討すれば、裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならないと解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができると解するのが相当である。これと異なる趣旨をいう平成元年判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。

(2) 前記6のとおり、本件の事実関係の下において本件請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。したがって、第1審原告らの本件請求権の行使に対して上告人が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されないとすべきである。

8 以上によれば、本件請求権が除斥期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断は、結論において是認することができる。所論引用の判例(ただし、平成元年判決を除く。)は、いずれも本件に適切ではない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官三浦守、同草野耕一の各補足意見、裁判官宇賀克也の意見がある。

裁判官三浦守の補足意見は、次のとおりである。

1 判例を変更すべき範囲について補足的に意見を述べる。

(1) 本判決により変更される判例は、改正前民法724条後段の期間が除斥期間であることを理由として、上記期間の経過による請求権消滅の主張が信義則違反又は権利濫用である旨の主張は主張自体失当であると解していたが、上記期間については、最高裁平成20年(受)第804号同21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁の田原睦夫裁判官の意見のほか、多くの学説がこれを時効期間と解してきた。そして、平成29年法律第44号(以下「民法改正法」という。)による改正後の民法(以下「改正後民法」という。)724条も、20年の期間を時効期間と規定するに至り、平成元年判決が、改正前民法724条後段が長期の時効を規定していると解することは同条の趣旨に沿わない旨を判示していたことの合理性も問題となる。そこで、当裁判所の判例が同条後段の期間を除斥期間とする点についても、これを改めるべきか否かについて検討する。

(2) 改正前民法724条後段の期間は不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は除斥期間の経過により法律上当然に消滅するという法理は、判例として確立したものであり、これに従って数多くの裁判例が積み重ねられ、社会においてもそれが規範として通用してきた。これは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図するものとして相応の合理性を有している。

他方で、改正後民法724条は、20年の期間を時効期間と規定したが、この改正は、上記期間を除斥期間とした場合には、中断や停止の規定の適用がないため、期間の経過による権利の消滅を阻止することができず、また、信義則違反や権利濫用に当たる旨を主張する余地がないことから、長期にわたって加害者に対する損害賠償請求をしなかったことに真にやむを得ない事情があると認められる事案においても、被害者の救済を図ることができないおそれがあると考えられることによるものと解される（平成29年4月25日及び同年5月9日参議院法務委員会における法務大臣及び法務省民事局長各答弁等参照）。これは、上記のような被害者の救済という立法政策上の判断によるものということができ、それによって、判例として確立している上記法理の合理性が当然に失われるものとはい難い。

また、上記被害者の救済に関する問題のうち、中断の規定の適用の点については、中断事由に当たる事情があった場合は、被害者は損害及び加害者を知っており、3年の消滅時効の問題となることから、20年の期間の経過による権利の消滅の阻止が問題となるのは、実際上極めて限られた事案である。また、停止の規定の適用の点については、改正前民法158条又は160条の法意に照らし、改正前民法724条後段の効果が生じない場合がある。

そして、信義則違反や権利濫用に当たる旨の主張の点については、本判決による判例変更に関する問題であるが、不法行為に関する損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を加害者に賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかつたときの状態に回復させることを目的とし、損害の公平な分担を図ることをその理念としており、改正前民法724条後段の期間が除斥期間であるとしても、その主張について民法1条の基本原則が否定される理由はない。この場合、3年の消滅時効と異なり、被害者の認識のいかんを問わず、20年という期間の経過によって法律関係が確定するが、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用として許されないとときは、被害者の救済が図られることになる。

さらに、民法改正法は、20年の期間が民法改正法

の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による旨を規定し（附則35条1項）、それまでに形成された法律関係はそのまま維持されるものとしている。改正前民法724条後段の期間を除斥期間とする法理についてまで判例変更をした場合には、民法改正法の施行までの間に消滅したものと認識されてきた請求権について、改めて、時効に関する諸規定によってその存否を確定すべきことになるが、民法改正法がこのような法律関係の遡及的な見直しを意図したものとは解されない。

(3) 判例の変更は、法の安定と発展の両面に関わる問題であるが、以上に鑑みると、長期にわたって加害者に対する損害賠償請求をしなかったことに真にやむを得ない事情がある場合にも被害者の救済を図るという改正後民法の趣旨等を踏まえても、本判決による判例変更の点に加え、除斥期間という期間の法的性質の点についてもこれを改めることが相当とまではいえない。

2 本判決を踏まえた国の対応等について付言する。

本件は、立法院が、非人道的かつ差別的で、明らかに憲法に違反する立法を行い、これに基づいて、長年に及ぶ行政府の施策の推進により、全国的かつ組織的に、極めて多数の個人の尊厳を否定し憲法上の権利を侵害するに至った被害の回復に関する事案である。

国は、本件規定が削除された後も長年にわたり、被害者の救済を放置してきたものであり、一時金支給法による一時金の支給も、国の損害賠償責任を前提とするものではなく、その額も十分とはいえない。また、これまでにその支給の認定を受けた者は、不妊手術を受けた者の総数に比して極めて低い割合にとどまる。

このような状況において、平成元年判決等が示した法理が今日まで維持されてきたことは、国が損害賠償責任を負わない旨の主張を維持することを容易にするなど、問題の解決を遅らせる要因にもなったと考えられるが、国が必要な立法措置等により被害者の救済を図ることが可能であったことはいうまでもない。

これらの事情に加え、被害者の多くが既に高齢となり、亡くなる方も少なくない状況を考慮すると、できる限り速やかに被害者に対し適切な損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのために、国において必要な措置を講じ、全面的な解決が早期に実現することを期待する。

裁判官草野耕一の補足意見は、次のとおりである。

私は多数意見の結論及び理由の全てに賛成するものであるが、多数意見が、第1審原告らの本件請求権の行使に対して上告人が除斥期間の主張をすることは信義則に反し、権利の濫用として許されない旨述べている点（以下、これを「本意見」という。）に関して補

足して意見を述べておきたい。というのは、本意見はそれ自体として十分に説得的であるとは思うものの、改正前民法724条の立法趣旨について考察を深めることによって一層説得的なものになるように思えるからである。以下、そう思う理由を敷衍する。

1 最初に改正前民法724条自体の意義について考える。この点については様々な捉え方が可能であるとは思うものの、私の見るところ、同条が保障せんとする中核的利益は次の二つに収斂するのではないであろうか。

(1) その第1は、不法行為をしたとされる者が、不法行為をしたと認定される可能性がもたらす心理的・経済的コストを負担し続けることによって人生の善きあり方を構想しその実現を図る自由を妨げられることのない利益（以下「自己実現を妨げられない利益」という。）を保障することである。なぜならば、①改正前民法724条が存在することによって確実に利益を得るのは不法行為をしたとされる者だけであり、一方、②不法行為をしたとされる者といえども、限りある人生をより善きものとすることを構想しその実現を図る自由は尊重されるべきであるところ、同人が上記のコストを生涯負担し続けるとすれば、残された人生を善きものとすることを構想しその実現を図らんとする同人の自由がそれによって妨げられることは否めないところだからである。

(2) 改正前民法724条が保障せんとする第2の中核的利益は、不法行為の存否にかかわる証拠の確保が時の経過とともに困難となることを免れ得る利益（以下「証拠確保の困難性を免れ得る利益」という。）である。証拠確保の困難性を免れ得る利益は、不法行為をしたとされる者が享受し得るのみならず、裁判を受ける権利を有する国民一般の福利にも及ぶものである点において、自己実現を妨げられない利益とは性質を異にしている。けだし、劣化した証拠の下で司法が裁判を行うことを余儀なくされるとすれば、それによって生じるものは正しい裁判を受け得るという国民の期待そのものの低下に他ならないからである。

2 1項で述べたことを踏まえて改正前民法724条を国家賠償法1条に適用することにいかなる意義を見出しえるかを考えてみたい。

(1) 最初にいえることは、その職務を行うについて不法行為をしたとされる、公権力の行使に当たる公務員（以下、単に「不法行為をしたとされる公務員」という。）の自己実現を妨げられない利益を保障することにかかる意義を見出すことはできないという点である。なぜならば、国家賠償法上、不法行為をしたとされる公務員個人は原則として損害賠償責任を負わないと解されるから、同人の自己実現を妨げられない利益

を国家賠償法に適用される改正前民法724条が保障する必要はないからである。

(2) そこで次に、自己実現を妨げられない利益を国家賠償法上の責任帰属主体である国又は公共団体（以下では表現を簡略化するために「国」についてのみ言及する。）に及ぼす論理について考える。この場合、自己実現を妨げられない利益は、「国が、不法行為をしたとされる公務員について不法行為があったと認定される可能性がもたらす心理的・経済的コストを負担し続けることによって国家の善きあり方を構想しその実現を図る自由を妨げられることのない利益」と言い直すことができるであろう（以下、この利益を「善き国家の構想・実現を妨げられない利益」という。）。思うに、善き国家の構想・実現を妨げられない利益を保障することは、確かに正当な立法目的であるとはいえるものの、上記に述べた心理的・経済的コストは国家の受益者でもあるところの現在及び将来の国民によって分散して負担されることに鑑みるならば、問題となっている損害の賠償が国家の財政に回復し難いほどの負担をもたらす等の特段の事情がある場合は格別、そうでない限り、上記の可能性が存続することによって国が国家の善きあり方を構想しその実現を図る自由を妨げられることになるとは考え難く、本件においても、上記特段の事情は見出しえない。

(3) 以上に対して、証拠確保の困難性を免れ得る利益は国民一般の福利に及ぶものであるから、同利益は国家賠償請求訴訟においても均しく保障されるべきであることは疑いを入れない。しかしながら、本件においては、国会議員の立法行為という公開の場での活動が不法行為を構成しているのであるから、たとえそれが行われたのが半世紀以上前のことであるとしても証拠の確保が困難となる事態に至っているとは考え難い。

3 改正前民法724条の立法趣旨に照らして考える限り本件請求権が除斥期間の経過によって消滅したとすることに積極的意義を見出しえないことは、以上の考察によって十分に示し得たのではないであろうか。しかしながら、同条の立法趣旨についての考察が本意見に及ぼすものは以上の諸点に尽きるわけではない。というのは、同条の立法趣旨の一つであるところの善き国家の構想・実現を妨げられない利益の保障という点は、本件において上告人が除斥期間の主張をすることが信義則に反し、権利の濫用として許されないと解すべきことの積極的根拠をも提供するものだからである。以下、この点を詳らかにする。

(1) 本件において注目すべきことは、本件規定の違憲性は明白であるにもかかわらず、本件規定を含む優生保護法が衆・参両院ともに全会一致の決議によって成立しているという事実である。これは立憲国家たる

我が国にとって由々しき事態であると言わねばならない。なぜならば、立憲国家の為政者が構想すべき善き国家とは常に憲法に適合した国家でなければならないにもかかわらず、上記の事実は、違憲であることが明白な国家の行為であっても、異なる時代や環境の下では誰もが合憲と信じて疑わないことがあることを示唆しているからである。

(2) 上記の事態を踏まえて司法が取り得る最善の対応は、為政者が憲法の適用を誤ったとの確信を抱くに至った場合にはその判断を歴史に刻印し、以って立憲国家としての我が国のあり方を示すことであろう。

(3) しかりとすれば、当審は、肅然として本件規定が違憲である旨の判決を下すべきであり、そのためには、本件請求権が除斥期間の経過によって消滅したという主張は信義則に反し、権利の濫用に当たると判断しなければならない。

(4) これを要するに、本件請求権が除斥期間の経過によって消滅したと主張することが信義則に反し、権利の濫用に当たるとすることは、改正前民法724条の立法趣旨に反しないばかりか、その立法趣旨の一部であるところの善き国家の構想・実現という理念を積極的に推進するものである。

4 以上により、本意見が正鵠を射たものであることはより一層明らかとなつたといえるのではないであろうか。

裁判官宇賀克也の意見は、次のとおりである。

1 私は、本件規定が憲法13条及び14条1項の規定に違反すると解する点、改正前民法724条後段について、期間の経過により請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならないと解すべきであり、また、その主張が信義則に反し又は権利濫用として許されない場合があり、本件はまさにかかる場合に当たるので平成元年判決等を変更すべきとする点については、多数意見に賛成である。他方、改正前民法724条後段の期間を除斥期間と解する点については、多数意見と意見を異にし、最高裁平成20年(受)第804号同21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁(以下「平成21年判決」という。)の田原睦夫裁判官の意見と同様、同条後段は消滅時効を定めるものと考えるので、以下、その理由を述べる。

2 第1に、平成元年判決は、改正前民法724条前段及び同条後段のいずれにおいても時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の趣旨にそぐわないと述べているが、同条後段が時効を定めたものと解しても、被害者が損害及び加害者を認識していなくても不法行為の時から時効期間が進行するため、同条後段は同条前段とは別の意味で法律関係の早期確定に資するので、

平成元年判決の上記論拠は薄弱と思われる。この点は、最高裁平成5年(オ)第708号同10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁(以下「平成10年判決」という。)の河合伸一裁判官の意見及び反対意見で指摘されていたところであり、平成29年法律第44号(以下「民法改正法」という。)による改正後の民法(以下「改正後民法」という。)724条2号が消滅時効を定めるものとされたことによって、より明確になったと思われる。なお、不法行為債権の消滅時効について短期時効と長期時効を定める立法例は、ドイツ法を始めとして、比較法的にも稀ではない。

第2に、改正前民法724条後段が、その制定時に最も参考にされたドイツ民法第1草案、第2草案及びそれに影響を与えたプロイセン普通州法の系譜を引くものであり、我が国の法典調査会における議論に照らしても、同条後段が消滅時効を定めたものとするのが立法者意思であることには疑いがない。改正前民法724条後段の20年の期間が長期であることは、除斥期間であるからではなく、改正前民法167条の基になった民法典原案168条の20年の消滅時効期間に対応するものであった。その後、民法修正案167条では「所有権以外ノ財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」とされていたところ、取引上の各種債権について特別の短期消滅時効とすることを念頭において債権の消滅時効期間が10年に短縮されたのであり、施行時の民法167条1項は、「債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」と規定していたが、実質的には取引上の債権について原則的時効期間を半減したものとみることができる。不法行為の場合には、加害者が長期間判明しないことが必ずしも稀でないことに鑑みると、改正前民法724条後段が、一般債権と比べて長期の消滅時効期間を定めたことには合理性があったと考えられる。このような改正前民法724条の沿革に照らせば、同条後段がむしろ原則的な時効期間であり、同条前段は、被害者が損害及び加害者を知った場合における特則として短期消滅時効を定めたものとする説明すら可能のように思われる。

第3に、文理解釈としても、改正前民法724条後段の「同様とする」は同条前段の「消滅する」のみを指すと解釈するより、「時効によって消滅する」を指すと解釈するほうが自然なように思われる。なお、民法典の口語化前は、「同様とする」の部分は「亦同シ」という文言であったが、これについても、同条前段の「時効ニ因リテ消滅ス」を指すと解釈するほうが自然なことに変わりはない。法務省民事局参事官室「民法現代語化案補足説明」(平成16年8月)によれば、「確立された判例・通説の解釈で条文の文言に明示的

に示されていないもの等を規定に盛り込む」こととされたところ、不法行為法研究会・日本不法行為法リストメントでは、改正前民法724条後段に相当する規定について、時効ではなく除斥期間を定めたものであることを明らかにする文言に改正することが提言されたが、この提言は容れられず、「亦同シ」を「同様とする」と口語化するにとどまり、また、平成16年の民法改正で付された条文の見出しも、同条について、「不法行為による損害賠償請求権の時効及び除斥期間」ではなく、「不法行為による損害賠償請求権の期間の制限」とされたことに照らすと、同改正において、平成元年判決がとった除斥期間説が確認されたとはいえないようと思われる。

第4に、我が国では、ドイツ民法と異なり、時効期間と除斥期間を法文上明確に書き分けた上で後者の一部について準用される時効の規定が明示されているわけではないので、改正前民法724条後段の期間を除斥期間と解する裁判例や学説において、除斥期間経過後の債務の承認・弁済や除斥期間を経過した債権を自働債権とする相殺が可能か等について見解が分かれたり、同条後段を除斥期間を定めたものと解する場合、上記の点について裁判所がどのような解釈をとるかについて予見可能性に欠ける状態が継続することになる。他方、改正前民法724条後段の期間を消滅時効と解すれば、この問題は解消する。

第5に、改正前民法724条後段の期間を時効期間としてその中断を認めるとても、改正前民法147条所定の時効中断事由がある場合には、被害者は損害及び加害者を知ることになるので、改正前民法724条前段による短期消滅時効が進行することになり、除斥期間説をとる場合と比較して浮動性を排除する点で劣後するとはいえないと思われる。

第6に、改正前民法724条後段の期間を除斥期間と解さないと、短期の消滅時効の中断を反復することにより、損害賠償請求権が理論上は永続することになってしまうという意見もあるが、短期の消滅時効の中断を反復するという状況設定は現実性に乏しいように思われる。

第7に、改正後民法724条2号については経過規定が設けられており、民法改正法附則35条1項は、改正前民法724条後段に規定する期間がこの法律の施行の際に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例によると定めているところ、この経過規定は、同条後段が除斥期間、改正後民法724条2号が消滅時効をそれぞれ定めたものであるため、設けられたように見える。しかし、国会審議において、参議院法務委員会の委員が、改正前民法724条後段の期間が除斥期間か時効かは各裁判官が

判断することになると思うが、今回の改正の趣旨からすれば時効であると考えるのが道理であると思うがいかがかと質問したのに対して、政府参考人は、改正法は、改正前民法724条後段の期間が除斥期間であることを法的に確定させる性質のものではもとよりなく、同条後段の解釈については、依然としていろいろと可能であると答えている（第193回国会参議院法務委員会会議録第9号（平成29年4月25日）15頁）。すなわち、民法改正法附則35条1項の経過規定が置かれているからといって、改正前民法724条後段の期間を除斥期間と法的に決定するものではなく、依然として解釈に委ねられているというのが立法者意思であるので、同条後段は消滅時効を定めたものであると判例変更することが、民法改正法附則35条1項の経過規定に反することにはならないと考えられる。

そうであるならば、同一又は類似事件で原告Aと原告Bについて、改正前民法724条後段の期間が経過するのが民法改正法の施行の前であるのか後であるのかが僅かな差で分かれ、改正前民法724条後段の期間を除斥期間と解すると原告の一方が救済されなくなるような事態が生ずることを避けるために、同条後段も、改正後民法724条2号と同様、消滅時効を定めたものと解することが望ましいようと思われる。

3 本件で改正前民法724条後段が消滅時効を定める規定であると解する場合には、除斥期間説を前提としてその例外を認める平成10年判決、平成21年判決も併せて変更することになると思われる。

他方において、除斥期間の起算点に関する最高裁平成13年（受）第1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁（以下「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」という。）、最高裁平成13年（オ）第1194号、第1196号、同年（受）第1172号、第1174号同16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁（以下「水俣病関西訴訟最高裁判決」という。）、最高裁平成16年（受）第672号、第673号同18年6月16日第二小法廷判決・民集60巻5号1997頁（以下「B型肝炎北海道訴訟最高裁判決」という。）、最高裁令和元年（受）第1287号同3年4月26日第二小法廷判決・民集75巻4号1157頁（以下「B型肝炎九州訴訟最高裁判決」という。）に関しては、除斥期間と消滅時効とでは起算点の考え方が当然に異なるという前提に立つものではなく、損害の性質に鑑みて、起算点を判断していると考えられるので、判例変更は不要と思われる。すなわち、筑豊じん肺訴訟最高裁判決は、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為に

より発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。」と判示しているし、水俣病関西訴訟最高裁判決、B型肝炎北海道訴訟最高裁判決及びB型肝炎九州訴訟最高裁判決も、「身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる」と判示している。

これらの判例は、消滅時効ではなく除斥期間であることを理由として起算点を判断しているのではなく、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合であるという損害の性質に鑑みて、起算点を判断しているのであり、その考え方は、改正前民法724条後段を消滅時効を定めたものと解しても妥当し、その先例としての価値を失わないものと思われる（この点は、平成21年判決の田原睦夫裁判官の意見でも指摘されているところである。）。

また、最高裁平成30年（受）第388号令和2年3月24日第三小法廷判決・民集74巻3号292頁（以下「固定資産税等賦課決定事件最高裁判決」という。）においても、除斥期間の起算点が論点になるが、そこで争点になったのは、家屋の新築時における再建築費評点数の算出の誤りに起因して固定資産税等が過大に評価された場合、新築時における誤った評価に基づく価格決定の時点（当該事案では昭和58年）からその後の年度における固定資産税等賦課決定を含めて除斥期間が進行すると解するか（原審の立場）、それとも、各年度の固定資産税等の納付通知書が交付された時点を起算点として、それぞれ別個に除斥期間を計算するか（最高裁の立場）であった。したがって、固定資産税等賦課決定事件最高裁判決は、改正前民法724条後段の期間を除斥期間と解するか、消滅時効と解するかと関わるものではなく、固定資産税等が過大に評価され、その誤りに基づく固定資産税等の過大評価が長期にわたり継続した場合における期間計算の起算点についての判例として、同条後段は消滅時効を定めるものと解したとしても、それにより影響を受けるものではなく、先例としての意義を失わないと考えられるため、判例変更の必要はないと思われる。

さらに、改正前民法724条後段の規定の適用が問題になる事案は、ごく僅かにとどまると思われること（この点は、平成21年判決における田原睦夫裁判官の意見でも指摘されている。）、同条後段は既に改正され、改正後民法724条2号は消滅時効を定めるものとなっていること、既に判決が確定済みの民事事件については、それを是正する制度は存在せず、本件において改正前民法724条後段は消滅時効を定めたものとする判例変更を行ったとしても、確定判決に法的影響が及ぶわけではないこと、本件における判例変更は同条後段のみを射程とするものであり、これまで除斥期間を定めたものと解されてきた他の規定を射程とするものではないことに照らせば、法的安定性への配慮は必要であるものの、同条後段は消滅時効を定めたものとする判例変更を行ったとしても、それによる混乱を懸念するには及ばないように思われる。

（裁判長裁判官 戸倉三郎 裁判官 深山卓也 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 岡村和美 裁判官 安浪亮介 裁判官 渡邊恵理子 裁判官 岡 正晶 裁判官 塙 徹 裁判官 今崎幸彦 裁判官 尾島 明 裁判官 宮川美津子 裁判官 石兼公博）

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(令和2年法律第14号による改正前のもの)

12条3項所定の事業の事業主は、当該事業についてされた業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有しない

件名 療養補償給付支給処分（不支給決定の変更決定）の取消、休業補償給付支給処分の取消請求事件

最高裁判所令和5年（行ヒ）第108号

令和6年7月4日 第一小法廷判決 破棄自判

上告人 国

同補助参加人 A

被上告人 一般財団法人あんしん財団

原審 東京高等裁判所

主文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理由

上告代理人春名茂ほかの上告受理申立て理由及び上告補助参加代理人嶋崎量、同西川治、同山岡遙平の上告受理申立て理由について

1 処分行政庁は、被上告人に使用されて業務に従事していた上告補助参加人に対し、労働者災害補償保険法（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下「労災保険法」という。）に基づき、上告補助参加人が業務に起因して疾病に罹患したことを理由として、療養補償給付及び休業補償給付の各支給決定（以下「本件各処分」という。）をした。

本件は、被上告人が、上告人を相手に、本件各処分の取消しを求める事案であり、被上告人は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年法律第17号による改正前のもの。以下「徴収法」という。）12条3項の規定によれば、本件各処分により、その納付すべき労働保険料（同法10条2項所定の労働保険料をいう。以下同じ。）が増額されるおそれがあるなどとして、本件各処分の取消しを求める原告適格を有すると主張している。

2 労働保険料の徴収等に関する制度の概要は、次のとおりである。

（1）政府は、労災保険法による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法による雇用保険の事業に要する費用に充てるため、事業主から労働保険料を徴収する（労災保険法30条、雇用保

険法68条1項、徴収法2条1項、10条1項）。

（2）事業主は、保険年度ごとに、まず概算額として徴収法15条1項各号所定の労働保険料の額を申告してこれを納付し、保険年度が終了してから、確定額として同法19条1項各号所定の労働保険料の額を申告し、納付した概算額が申告した確定額に足りないときは、その不足額を納付しなければならず、政府は、上記の各申告に係る申告書の記載に誤りがあると認めるとき等には、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する（同法15条、19条。以下、同法15条3項の規定により概算額を決定する処分及び同法19条4項の規定により確定額を決定する処分を併せて「保険料認定処分」という。）。

（3）労働保険料のうちの一般保険料（徴収法10条2項1号）の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とされており、一般保険料に係る保険料率は、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては労災保険率と雇用保険率とを加えた率、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては労災保険率とされている（同法11条、12条1項1号、2号）。

労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付等に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならず、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害等に係る災害率その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるものとされている（徴収法12条2項。以下、同項の規定により定められる労災保険率を「基準労災保険率」という。）。

その上で、厚生労働大臣は、連続する3保険年度中の各保険年度において徴収法12条3項各号のいずれかに該当する事業であって当該連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日において労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過したもの

（以下「特定事業」という。）については、同項所定の割合（以下「メリット収支率」という。）が100分の85を超える、又は100分の75以下である場合には、当該特定事業についての基準労災保険率を基礎として所定の方法により引き上げ又は引き下げるなどした率を、当該特定事業についての上記の日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる（同項）。そして、メリット収支率は、上記連続する3保険年度の間ににおける、同項所定の労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（以下「労災保険給付」という。）の額等に基づき算出するものとされている（同項）。

3 原審は、要旨次のとおり判断し、被上告人はそ

の特定事業についてされた本件各処分の取消しを求める原告適格を有するとして、これを否定して本件訴えを却下した第1審判決を取り消し、本件を第1審に差し戻した。

特定事業について、労災保険給付の支給決定（以下「労災支給処分」という。）がされていると、これによりメリット収支率が大きくなるため、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料が増額されるおそれがある。そうすると、特定事業の事業主は、その特定事業についてされた労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、上記労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有する。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 行政事件訴訟法9条1項にいう処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうところ、本件においては、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすこととなるか否かが問題となる。

(2)ア 労災保険法は、労災保険給付の支給又は不支給の判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処分をもって行うこととしている（12条の8第2項参照）。これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護という労災保険の目的（1条参照）に照らし、労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するとともに、専門の不服審査機関による特別の不服申立ての制度を用意すること（38条1項）によって、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。仮に、労災支給処分によって上記法律関係まで確定されるとすれば、当該特定事業の事業主にはこれを争う機会が与えられるべきものと解されるが、それでは、労災保険給付に係る法律関係を早期に確定するといった労災保険法の趣旨が損なわれることとなる。

イ また、徴収法は、労災保険率について、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとした上で、特定事業の労災保険率については、基準労災保険率を基礎としつつ、特定事業ごとの労災保険給付の額に応じ、メリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、上記財政の均衡を保つことができる範囲において、事業主間の公平を図るとともに、事業主

による災害防止の努力を促進する趣旨のものであるところ、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反するし、客観的に支給要件を満たすものの額のみを基礎としたからといって、上記財政の均衡を欠く事態に至るとは考えられない。そして、前記2の労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みにも照らせば、労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の時に決定することができれば足り、労災支給処分によってその基礎となる法律関係を確定しておくべき必要性は見いだし難い。

ウ 以上によれば、特定事業について支給された労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当である。そうすると、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、その特定事業についてされた労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということはできない。

(3) したがって、特定事業の事業主は、上記労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないというべきである。

以上のように解したとしても、特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、上記事業主の手続保障に欠けるところはない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、本件訴えは不適法であり、これを却下した第1審判決は結論において正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 堀 徹 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 宮川美津子）

◎ 退任取締役の退職慰労金について株主総会決議による委任を受けた取締役会がした、内規の定める基準額から大幅に減額した額を支給する旨の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとされた事例

件名 退職慰労金等請求事件

最高裁判所令和4年(受)第1780号
令和6年7月8日 第一小法廷判決 破棄自判

上告人 株式会社テレビ宮崎、Y1

被上告人 X

原 審 福岡高等裁判所宮崎支部

主 文

原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。

被上告人の請求をいずれも棄却する。

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人池田裕彦ほかの上告受理申立て理由(ただし、排除されたものを除く。)について

1 本件は、上告人株式会社テレビ宮崎(以下「上告人会社」という。)の代表取締役を退任した被上告人が、上告人会社の株主総会から被上告人の退職慰労金について決定することの委任を受けた取締役会において、代表取締役である上告人Y1の故意又は過失により上記委任の範囲を超える減額をした退職慰労金を支給する旨の決議がされたなどと主張して、上告人Y1に対しては民法709条等に基づき、上告人会社に対しては会社法350条等に基づき、損害賠償等を求める事案である。本件では、上記の取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かなどが争われている。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人会社においては、退任取締役の退職慰労金の算定基準等を定めた取締役退任慰労金内規(以下「本件内規」という。)が存在する。本件内規には、退任取締役の退職慰労金は、退任時の報酬月額等により一義的に定まる額を基準とする(以下、この額を「基準額」という。)旨の定めがある一方で、取締役会は、退任取締役のうち、「在任中に重大な損害を与えたもの」に対し、基準額を減額することができる旨の定め(以下「本件減額規定」という。)があった。なお、本件内規には、減額の範囲ないし限度についての定めは置かれていない。

(2) 被上告人は、平成16年6月に上告人会社の代

表取締役に就任した。

被上告人は、平成24年から平成27年までの間、上告人会社から、社内規程所定の上限額を超過する額の宿泊費等を受領した。同年、上告人会社について実施された税務調査においてこのことが発覚し、当該超過分合計約1610万円が被上告人の報酬と認定され、被上告人は、上告人会社が納付した上記の報酬認定に係る源泉徴収税に相当する額を負担することになった。被上告人は、平成28年7月、上告人会社の取締役会の委任を受けた代表取締役として自らの平成28年度の報酬を決定するに当たり、これを前年度と比べて2308万円増額し、その後は退任するまで増額された報酬を受領した。この増額は、被上告人において、上記源泉徴収税相当額の負担を上告人会社に転嫁とともに、社内規程に違反する宿泊費等の支給を実質的に永続化する目的でされたものであった(以下、被上告人のこれらの一連の行為を「本件行為1」という。)。本件行為1は、新聞等で取り上げられ、社会一般に知れ渡ることになった。

また、上告人会社が平成24年度に被上告人の交際費として支出した額は約4925万円であったところ、被上告人は、平成25年度から平成28年度までの各年度において、交際費として、上記の額を大幅に超過する額(当該超過分は合計約1億0079万円)を上告人会社に支出させた。さらに、被上告人は、上告人会社の海外旅費規程を改定させ、平成24年から平成28年までの間、被上告人の出張に伴う支度金として、上記の改定前の海外旅費規程によるよりも約545万円多い額を上告人会社に支出させるなどした(以下、被上告人のこれらの行為を併せて「本件行為2」という。)。

(3) 被上告人は、平成29年5月に開催された上告人会社の取締役会において、体調不良を理由に、同年6月に開催される定時株主総会の終結時をもって代表取締役及び取締役を辞任する意向を表明した。

(4) 平成29年6月16日に開催された上告人会社の定時株主総会において、被上告人の退職慰労金について、本件内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議がされた。なお、上記決議に先立ち、議長を務めた被上告人から、被上告人の退職慰労金は、取締役会において、中立かつ公正な調査委員会を設置しその調査結果を踏まえて決定する方針であり、被上告人としてはその決定に従う意向である旨が説明された。

(5) その後間もなく、被上告人と利害関係のない弁護士3名及び公認会計士1名並びに上告人会社の常勤監査役1名で構成される調査委員会(以下「本件調査委員会」という。)が設置され、本件調査委員会によ

り被上告人の退職慰労金に関する事実関係の調査等が実施された。本件調査委員会は、平成29年12月、上記調査等の結果を取りまとめた詳細な最終報告書（以下「本件調査報告書」という。）を上告人会社の代表取締役である上告人Y₁に提出した。本件調査報告書の概要は次のとおりであった。

ア 本件行為1は、特別背任罪の成立要件の充足を否定しきれない悪質な行為である。また、本件行為2のうち、交際費の支出に係る行為は、合理的な手続によらずに明らかに過剰な額を支出させたものであり、海外旅費規程の改定も、合理的な理由に基づかずにさせたものであって、いずれも正当化することができない。

さらに、被上告人は、平成26年度から平成28年度までの間、文化芸術活動の支援事業等の費用を上告人会社に支出させた（以下、被上告人のこの行為を「本件行為3」といい、本件行為1及び本件行為2と併せて「本件各行為」という。）ところ、その支出のうち約2億0558万円は明らかに過剰なものであった。

本件各行為は、いずれも上告人会社に多大な損害を与えるものであった。本件各行為による財産上の損害の額は、合計約3億5551万円である。

イ 上告人会社の取締役会は、本件行為1につき告訴をすると判断した場合、被上告人に退職慰労金を支給しない旨の決議をすべきである。他方、取締役会が、本件行為1につき告訴をしないと判断した場合には、被上告人に一定額の退職慰労金を支給する旨の決議をしたとしても、取締役に善管注意義務違反があるとはいえない。そして、被上告人に退職慰労金を支給する場合、被上告人に係る基準額から上記アの財産上の損害の額の全部又は相当部分を控除して上記退職慰労金の額を算出する方法を採用することには合理性がある。

(6) 平成30年2月2日に開催された上告人会社の取締役会において、被上告人の退職慰労金について審議が行われた。この審議では、本件調査報告書の内容を踏まえて、本件行為1につき告訴をし、退職慰労金を支給しないこととすべきである旨の意見や、懲罰的要素を含めて大幅に減額した額の退職慰労金を支給するのが相当である旨の意見など種々の意見が出されたところ、最終的に、本件行為1につき告訴をしないが、被上告人の退職慰労金に係る基準額として算出した3億7720万円から上記(5)アの約3億5551万円の約90%相当額を控除した5700万円を退職慰労金として支給するのが相当である旨の上告人Y₁の提案が支持され、被上告人に対して上記の額の退職慰労金を支給する旨の決議（以下「本件取締役会決議」という。）がされた。

その後、上告人会社は、被上告人に対し、5700万円の退職慰労金を支給した。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断し、被上告人の上告人Y₁に対する民法709条に基づく損害賠償請求及び上告人会社に対する会社法350条に基づく損害賠償請求をいずれも認容すべきものとした。

本件減額規定は、退任取締役の退職慰労金について、上告人会社に特に重大な損害を与えた在任中の行為によって生じた損害に相当する額を基準額から減額することができる旨を定めたものであり、上記行為とは別の行為による損害を考慮して上記退職慰労金を減額することは許されないと解される。上告人会社の取締役会は、本件行為3が上告人会社に特に重大な損害を与えた行為とはいえないにもかかわらず、本件行為3に係る費用の支出を考慮して被上告人の退職慰労金を減額した点において、本件減額規定の解釈適用を誤ったものであり、本件取締役会決議には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件減額規定は、取締役会は、退任取締役が在任中上告人会社に特に重大な損害を与えた場合、基準額を減額することができる旨を定めているところ、その趣旨は、取締役を監督する機関である取締役会が取締役の在任中の行為について適切な制裁を課すことにより、上告人会社の取締役の職務執行の適正を図ることにあるものと解される。上告人会社の株主総会が退任取締役の退職慰労金について本件内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議をした場合、取締役会は、退任取締役が本件減額規定にいう「在任中に重大な損害を与えたもの」に当たるか否か、これに当たる場合に減額をした結果として退職慰労金の額をいくらにするかの点について判断する必要があるところ、上記の本件減額規定の趣旨に鑑みれば、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する見地から、当該退任取締役が上告人会社に特に重大な損害を与えたという評価の基礎となった行為の内容や性質、当該行為によって上告人会社が受けた影響、当該退任取締役の上告人会社における地位等の事情を総合考慮して、上記の点についての判断をすべきである。そして、これらの事情は、いずれも会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督を行う取締役会が判断するのに適した事項であること、さらに、本件内規が本件減額規定による減額の範囲等について何らの定めも置いていないことに照らせば、取締役会は、上記の点について判断するに当たり広い裁量権を有するというべきであり、取締役会の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫

用があるということができるは、この判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理である場合に限られると解するのが相当である（原審は、本件減額規定は特に重大な損害を与えた在任中の行為によって生じた損害相当額のみを減額し得る旨を定めたものとするが、本件減額規定がそのような趣旨のものであるとは解されない。）。

(2) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、上告人会社の取締役会は、被上告人が代表取締役在任中に本件各行為をしたことを考慮して、本件取締役会決議をしたものである。しかるところ、このうち本件行為1は、上告人会社の代表取締役を務めていた被上告人が、長期間にわたって上告人会社から社内規程所定の上限額を超過する額の宿泊費等を受領し、このことが発覚した後には、いったん負担した当該超過分に係る源泉徴収税相当額を上告人会社に転嫁するとともに、社内規程に違反する宿泊費等の支給を実質的に永続化する目的で自らの報酬を増額したというものであり、このことが報道により社会一般に広く知れ渡ったことによって、上告人会社の社会的信用が毀損されたことがうかがわれる。また、本件調査委員会は、定時株主総会において示された方針に基づいて設置され、被上告人と利害関係のない弁護士等で構成されたところ、本件調査委員会による本件調査報告書では、本件行為1は特別背任罪に該当する疑いがあり、本件行為2も正当化することができず、被上告人は両行為により上告人会社に多大な損害を与えたとの指摘がされたものである。そして、取締役会は、このような本件調査報告書の内容を踏まえて本件取締役会決議をしたものであるところ、本件調査委員会が調査等に当たって収集した情報に不足があったことはうかがわれない。さらに、取締役会は、上記の指摘を受けて、本件調査委員会が提示した本件行為1につき告訴をして退職慰労金を支給しないとする案も検討したが、審議の結果、最終的に、告訴をせずに退職慰労金を大幅に減額する旨の判断に至ったのであり、取締役会においては、相当程度実質的な審議が行われたということができる。

これらの事情を総合考慮すると、本件行為1及び本件行為2を上告人会社に多大な損害を及ぼす性質のものと評価することは相応の合理的根拠に基づくものといえ、本件行為3が上告人会社に損害を与えるものであったか否かにかかわらず、被上告人が本件減額規定にいう「在任中に重大な損害を与えたもの」に当たるとして減額をし、その結果として被上告人の退職慰労金の額を5700万円とした取締役会の判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理であるということはできない。

以上によれば、本件取締役会決議に裁量権の範囲の

逸脱又はその濫用があるということはできない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。上記の趣旨をいう論旨は理由があり、その余の論旨につき判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、被上告人の上告人らに対する本件訴訟における各請求はいずれも理由がないから、第1審判決を取り消し、上記請求をいずれも棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子)

◎民事事件の訴訟記録に係る閲覧等の制限の申立てについての却下決定に補足意見が付された事例

件名 閲覧等制限の申立て事件

最高裁判所令和4年(マ)第246号

令和6年7月8日 第一小法廷決定 却下

申立人 株式会社テレビ宮崎

申立人から、最高裁判所令和4年(受)第1780号退職慰労金等請求事件について、秘密保護のための閲覧等の制限の申立てがあったが、当裁判所は、上記申立ては理由がないものと認め、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。なお、裁判官深山卓也の補足意見がある。

主 文

本件申立てを却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

裁判官深山卓也の補足意見は、次のとおりである。

1 本件は、基本事件の上告人株式会社テレビ宮崎(以下「申立人」という。)が、基本事件の訴訟記録のうち、上告受理申立て理由補充書の一部の記載(以下「本件記載部分」という。)につき、民事訴訟法92条1項2号の営業秘密に該当するとして、閲覧等の制限の申立てをした事案である。

上記補充書は、基本事件の第1審判決に対する研究者の評釈を紹介しつつ当審において本件を受理すべきである旨を主張する内容のものであるが、本件記載部分は、いずれも基本事件において申立人から証拠提出された書証(調査委員会の作成に係る最終報告書)の引用部分であり、その内容は、同書証に①基本事件の被上告人が代表取締役在任中にした行為の悪質性、②同行為が申立人に与えた損害の重大性、及び③同行為の存在を理由とする退職慰労金不支給決定の正当性について記載がある旨を述べるものである。

申立人は、本件記載部分は、不正競争防止法2条6項に規定する営業秘密に該当するものであり、これが「訴訟記録の閲覧等によって外部に知られるところとなると、競合他社によって容易に申立人の事業情報等が利用され、申立人の業界内における地位は相対的に低下するおそれがあり、その場合の申立人の将来にわたる営業上の損失ははかりしれないものとなる。」ことを理由として、閲覧等の制限の必要性があると主張している。

2 民事訴訟法92条が規定する秘密保護のための閲覧等の制限の制度は、憲法上の裁判の公開原則(憲

法82条)をより徹底する趣旨から設けられた訴訟記録の公開制度(民事訴訟法91条)の重大な例外であることから、保護されるべき秘密を必要最小限のものに限定しており、同法92条1項2号括弧書きが営業秘密を「不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密」、すなわち、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいうとして概念を明確にしているのもその現れである。

このような民事訴訟法92条1項2号の趣旨に照らすと、訴訟記録中の一部分が同号の営業秘密に該当するとして閲覧等の制限の申立てがされた場合には、当裁判所は、申立てに係る部分が同号の営業秘密に該当すること、すなわち、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)、及び③公然と知られていないものであること(非公然性)の三要件を具備していることの疎明があるか否かを慎重に検討する必要がある。

3 これを本件申立てについてみると、本件記載部分は、その内容自体から有用性の要件を具備していないことが明らかである上、申立人は、本件記載部分が上記三要件を具備していることの根拠となる具体的な事情を主張しておらず、何らの疎明資料も提出していない。したがって、本件申立ては、民事訴訟法92条1項2号の営業秘密に該当することの疎明を欠くものであり、理由がないものとして却下を免れないというべきである。なお、申立人が閲覧等の制限の必要性があることの理由として主張するところは、単に本件記載部分が第三者に閲覧等されることにより申立人に営業上の損失が生じかねない旨を指摘するものにすぎず、本件記載部分が営業秘密に該当することの根拠となる事情とはいえない。

近年、民事訴訟法92条1項2号による訴訟記録の閲覧等の制限の申立てにおいて、申立てに係る部分が営業秘密に該当することの疎明が十分にされていない事案が少なからず見受けられることに鑑み、本件申立てが却下を免れない所以を補足した次第である。

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子)

- ◎ 1 宗教法人とその信者との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例
- 2 宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 損害賠償請求事件

最高裁判所令和4年(受)第2281号
令和6年7月11日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X
被上告人 世界平和統一家庭連合 ほか1名
原審 東京高等裁判所

主 文

- 1 原判決中、次の部分を破棄する。
- (1) 上告人の被上告人世界平和統一家庭連合に対する請求中、別紙1の「献金」欄記載の各献金に関する部分のうち、同各献金に対応する「不服の対象」欄記載の各金員及びこれに対する遅延損害金の支払請求に関する部分
 - (2) 上告人の被上告人Y₁に対する請求中、別紙2の「献金」欄記載の各献金に関する部分のうち、同各献金に対応する「不服の対象」欄記載の各金員及びこれに対する遅延損害金の支払請求に関する部分
- 2 前項の破棄部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人山口広、同木村壯の上告受理申立て理由について

1 本件は、宗教法人である被上告人世界平和統一家庭連合（以下「被上告人家庭連合」という。）の信者であった亡Aが被上告人家庭連合に献金をしたことについて、上告人（亡Aは原審係属中に死亡し、同人の長女である上告人が亡Aの訴訟上の地位を承継した。）が、被上告人らに対し、上記献金は被上告人Y₁を含む被上告人家庭連合の信者らの違法な勧誘によりされたものであるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1)ア 亡Aは、昭和4年生まれの女性であり、昭和28年に亡Bと婚姻し、その後3女をもうけた。亡Aには、昭和22年に妹が11歳で早世する、昭和34

年に亡Bの母が自殺する、平成10年に二女が離婚する、亡Bが重病にかかり、平成17年8月以降、入退院を繰り返すなどの不幸な出来事があった。

イ 亡Aは、被上告人家庭連合の信者であった三女の紹介により、平成16年以降、松本信徒会（長野県松本市所在の被上告人家庭連合の松本教会に通う信者らによって構成される組織）が運営する施設に通い始め、遅くとも平成17年以降、松本教会等において、被上告人家庭連合の教理を学ぶようになった。その教理の中には、病気、事故、離婚等の様々な問題の多くは怨恨を持つ靈によって引き起こされており、そのような靈の影響から脱して幸せに暮らすためには献金をして地獄にいる先祖を解怨することなどが必要であるというものがあった。

ウ 亡Aは、平成16年、被上告人家庭連合の信者の勧めにより妹の供養祭を行い、平成21年から平成27年までの間、少なくとも13回にわたり、韓国で行われた被上告人家庭連合の修練会において、先祖を解怨する儀式等に参加した。

(2) 亡Aは、被上告人家庭連合に対し、平成17年から平成21年までの間、十数回にわたり合計1億0058万円を献金した。これに加えて、亡Aは、平成20年から平成22年までの間、自己の所有する土地を3回にわたり合計約7268万円で売却し、その売得金のうち合計480万円を被上告人家庭連合に献金した。上記の各献金（以下「本件献金」という。）は、被上告人家庭連合の信者らによる献金の勧誘（以下「本件勧誘行為」という。）を受けて行われたものであった。

そして、その余の売得金は松本信徒会に預託され、平成27年までの間に、その中から、合計約2066万円が同信徒会を通じて被上告人家庭連合に献金され、合計約3046万円が亡Aに生活費等として交付された。

(3)ア 亡Aは、平成21年に亡Bが死亡した後、単身で生活していたところ、平成27年8月、上告人に対し、被上告人家庭連合に献金をしていた事実を話した。その後、亡Aは、被上告人家庭連合の信者に対し、上告人に上記事実を話した旨を伝えた。

イ 被上告人家庭連合の信者であったCは、平成27年11月頃、それまでにCが被上告人家庭連合にした献金につき、将来、Cの娘婿が被上告人家庭連合に返金を求める懸念し、松本信徒会の婦人部の部長であった被上告人Y₁に相談したところ、公証人役場において上記返金の請求を阻止するための書類を作成する方法があることを伝えられた。亡Aは、Cから上記書類を作成する話を聞き、自身も同様の書類を作成することとした。

ウ 亡Aは、平成27年11月、Cと共に、被上告人家庭連合の信者の運転する自動車で公証人役場へ行き、公証人の面前において、被上告人家庭連合の信者がその文案を作成した「念書」と題する書面に署名押印し、当該書面（以下「本件念書」という。）に公証人の認証を受けた。本件念書には、亡Aがそれまでにした献金につき、被上告人家庭連合に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を、裁判上及び裁判外において、一切行わないことを約束する旨の記載があった。

その後、亡Aは、松本教会に行き、被上告人家庭連合に対して本件念書を提出し、これにより、亡Aと被上告人家庭連合との間に本件念書による合意（以下「本件不起訴合意」という。）が成立した。その際、被上告人家庭連合の信者により、亡Aが被上告人Y₁からの質問に答えて上記献金につき返金手続をする意思はないことを肯定する様子がビデオ撮影された。

（4）ア 亡Aは、平成28年5月、アルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された。

イ 亡Aは、平成29年3月、本件訴えを提起し、令和3年7月、死亡した。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断して、上告人の被上告人家庭連合に対する損害賠償請求（ただし、亡Aの承継人として請求する部分に限る。）に係る訴えを却下し、被上告人Y₁に対する請求を棄却すべきものとした。

（1） 本件念書の内容や作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反し無効であるとはいえない。よって、本件不起訴合意に反して提起された被上告人家庭連合に対する上記訴えは、権利保護の利益を欠き、不適法である。

（2） 被上告人家庭連合の信者らが、亡Aに対し、本件勧誘行為において献金をしないことによる具体的な害悪を告知したとは認められず、仮に本件勧誘行為の一部において害悪を告知したことがあったとしても、亡Aが自由な意思決定を阻害されたとまでは認められない。また、本件献金が多額かつ頻回であることのみから、直ちに亡Aがその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったとも認められない。したがって、本件勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱するものとして違法であるとはいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断はいずれも是認することができない。その理由は、次のとおりである。

（1） 本件不起訴合意の有効性について

ア 特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意（以下「不起訴合意」という。）は、その効力を一律に否定すべき

ものではないが、裁判を受ける権利（憲法32条）を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである。そして、不起訴合意は、それが公序良俗に反する場合には無効となるところ、この場合に当たるかどうかは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである。

イ これを本件についてみると、亡Aは、本件不起訴合意を締結した当時、86歳という高齢の単身者であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断されたものである。そして、亡Aは、被上告人家庭連合の教理を学び始めてから上記の締結までの約10年間、その教理に従い、1億円を超える多額の献金を行い、多数回にわたり渡韓して先祖を解怨する儀式等に参加するなど、被上告人家庭連合の心理的な影響の下にあった。そうすると、亡Aは、被上告人家庭連合からの提案の利害得失を踏まえてその当否を冷静に判断することが困難な状態にあったといるべきである。また、被上告人家庭連合の信者らは、亡Aが上告人に献金の事実を明かしたことを知った後に、本件念書の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手続にも同行し、その後、亡Aの意思を確認する様子をビデオ撮影するなどしており、本件不起訴合意は、終始、被上告人家庭連合の信者らの主導の下に締結されたものである。さらに、本件不起訴合意の内容は、亡Aがした1億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというものであり、本件勧誘行為による損害の回復の手段を封ずる結果を招くものであって、上記献金の額に照らせば、亡Aが被る不利益の程度は大きい。

以上によれば、本件不起訴合意は、亡Aがこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるものであったと認められる。したがって、本件不起訴合意は、公序良俗に反し、無効である。

（2） 本件勧誘行為の違法性について

ア 宗教団体又はその信者（以下「宗教団体等」という。）が当該宗教団体に献金をするように他者を勧誘すること（以下「献金勧誘行為」という。）は、宗教活動の一環として許容されており、直ちに違法と評価されるものではない。もっとも、献金は、献金をする者（以下「寄附者」という。）による無償の財産移転行為であり、寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るという性質のものであることや、寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や

程度は様々であることからすると、その勧誘の態様や献金の額等の事情によっては、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態でされる可能性があるとともに、寄附者に不当な不利益を与える結果になる可能性があることも否定することができない。そうすると、宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。

以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。

イ 本件においては、亡Aは、本件献金当時、80歳前後という高齢であり、種々の身内の不幸を抱えていたことからすると、加齢による判断能力の低下が生じていたり、心情的に不安定になりやすかつたりした可能性があることを否定できない。また、亡Aは、平成17年以降、1億円を超える多額の本件献金を行い、平成20年以降は、自己の所有する土地を売却してまで献金を行っており、残りの売得金を松本信徒会に預け、同信徒会を通じてさらに献金を行うとともに、同信徒会から生活費の交付を受けていたのであるが、このような献金の態様は異例のものと評し得るだけではなく、その献金の額は一般的にいえば亡Aの将来にわたる生活の維持に無視し難い影響を及ぼす程度のものであった。そして、亡Aの本件献金その他の献金をめぐる一連の行為やこれに関わる本件不起訴合意は、いずれも被上告人家庭連合の信者らによる勧誘や関与を受けて行われたものであった。

ウ これらを考慮すると、本件勧誘行為については、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するかどうかにつき、前記アのような多角的な観点から慎重な判断を要するだけの事情があるというべきである。しかるに、原審は、被上告人家庭連合の信者らが本件勧誘行為において具体的な害悪を告知したとは認められず、その一部において害悪の告知があったとしても亡Aの自由な意思決定が阻害されたとは認められない、亡Aがその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったとは認められないとして、考慮すべき事情の一部を個別に取り上げて検討することのみをもって本件勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないと判断しており、前記アに挙げた各事情の有無やその程度を踏まえつつ、これらを総合的に考慮した上で本件勧誘行為が勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠組みを探っていない。そうすると、原審の判断には、献金勧誘行為の違法性に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の判断枠組みに基づく審理を尽くさなかつた違法があるというべきである。

5 以上によれば、原審の前記3の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。上記の趣旨をいう論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決中、不服申立ての範囲である本判決主文第1項記載の部分は破棄を免れない。そして、被上告人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 堀 徹 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 宮川美津子）

別紙1

献金	不服の対象 (円)
原判決別紙1のエの項のもの	23,000,000
原判決別紙1のオの項のもの	11,490,000
原判決別紙1のサの項のもの	7,520,000
原判決別紙1のシの項のもの	3,000,000
原判決別紙1のチの項のもの	790,000
原判決別紙1のツの項のもの	13,000,000
原判決別紙1のトの項のもの	6,000,000
原判決別紙1のナの項のもの	1,000,000
合計 65,800,000	

別紙2

献金	不服の対象 (円)
原判決別紙2のエの項のもの	15, 333, 333
原判決別紙2のオの項のもの	7, 660, 000
原判決別紙2のサの項のもの	5, 013, 333
原判決別紙2のシの項のもの	2, 000, 000
原判決別紙2のチの項のもの	526, 667
原判決別紙2のツの項のもの	8, 666, 667
原判決別紙2のトの項のもの	4, 000, 000
原判決別紙2のナの項のもの	666, 667

合計 43, 866, 667

◎ 租税特別措置法施行令（平成28年政令第159号による改正前のもの）39条の117第8項5号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいう

件名 法人税更正処分等取消請求事件

最高裁判所令和4年（行ヒ）第373号
令和6年7月18日 第一小法廷判決 破棄自判

上告人 国

被上告人 日産自動車株式会社

原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小原一人ほかの上告受理申立て理由について

1 連結法人である被上告人は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結事業年度及び課税事業年度（以下、これらを併せて「本件事業年度」という。）に係る法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、被上告人がその株式の全てを間接保有する外国法人であるNissan Global Reinsurance, Ltd.（以下「NGRE」という。）の個別課税対象金額に相当する金額が、租税特別措置法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「措置法」という。）68条の90第1項の規定によって、被上告人の本件事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、上記法人税等の各増額再更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けた。

本件は、被上告人が、上告人を相手に、上記各処分のうち被上告人が主張する金額を超える部分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定めは、次のとおりである。

措置法68条の90第1項は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等（以下、単に「特定外国子会社等」という。）が各事業年度において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうち個別課税対象金額に相当する金額は、その連結法人の収

益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度における連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する旨を規定する。同条3項1号は、特定外国子会社等が、同項柱書き所定のものである場合であって、各事業年度においてその行う主たる事業である保険業を主として同号所定の者（以下「関連者」という。）以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等の当該事業年度に係る適用対象金額については、同条1項の規定は適用しない旨を規定する（以下、上記の「政令で定める場合に該当するとき」という要件を「非関連者基準」という。）。

上記の「政令で定める場合」につき、租税特別措置法施行令（平成28年政令第159号による改正前のもの。以下「施行令」という。）39条の117第8項5号は、当該各事業年度の収入保険料の合計額のうちに当該収入保険料で関連者以外の者から収入するもの（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）の合計額の占める割合が100分の50を超える場合とする旨を規定する（以下、同号の括弧書きを「本件括弧書き」という。）。

3 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）ア 被上告人は、自動車の製造、売買等を目的とする連結法人である。

イ NGREは、バーミューダ諸島において設立された保険業を主たる事業とする外国法人であり、本件事業年度における被上告人に係る特定外国子会社等に当たる。

ウ NR Finance Mexico, S.A. de C.V. SOFOM ER（以下「NR FM」という。）は、メキシコ合衆国に所在する金融業を営む外国法人であり、平成27年4月1日から平成28年3月31日までのNGREの事業年度（以下「本件NGRE事業年度」という。）におけるNGREに係る関連者に当たる。

エ Assurant Vida Mexico, S.A.（以下「AVM」という。）は、メキシコ合衆国に所在する保険業を営む外国法人であり、本件NGRE事業年度におけるNGREに係る関連者には当たらない。

（2）NR FMは、被上告人の企業グループが製造する自動車を割賦で購入する顧客（以下「本件各顧客」という。）との間で、購入資金を貸し付けることを内容とする契約（以下「本件クレジット契約」といい、本件クレジット契約に基づく貸金債権を「本件クレジット債権」という。）を締結していた。

本件クレジット契約には、次のような定めがあった。

ア 本件各顧客は、NRFMを最優先の受益者として指定して、本件クレジット債権の未償還残高等を保障する生命保険及び本件クレジット債権の月額賦払金の少なくとも6か月分を保障する失業等に係る保険を内容とする保険契約を締結しなければならない。

イ 本件各顧客が上記アの保険契約を締結しない場合は、NRFMは、所定の保険契約を締結し、これに本件各顧客を加入させることができ、本件各顧客は、上記保険契約に係る費用を支払わなければならない。

(3) NRFMは、AVMとの間で、保険期間を平成26年8月6日から平成27年8月5日までとする保険契約を締結し、その後、同一の内容で保険期間を同月6日から平成28年8月5日までとする保険契約を締結した（以下、これらの契約を併せて「本件元受保険契約」という。）。NRFMは、本件各顧客が上記(2)アの保険契約を締結しない場合、本件各顧客を本件元受保険契約に加入させた上で、本件各顧客から本件元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収し、保険料をAVMに支払っていた。

本件元受保険契約には、次のような定めがあった。

ア NRFMを優先受益者に指定し、この指定は取り消すことができない。

イ 本件各顧客の死亡及び恒久的な全身の障害が発生した場合、AVMは、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の未償還残高を優先受益者（NRFM）に支払う。

本件各顧客の失業及び一時的な全身の障害が発生した場合、AVMは、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の月額賦払金6か月分を優先受益者（NRFM）に支払う。

ウ 保険料は、本件クレジット債権の期首残高1000メキシコ・ペソ当たり月額0.96メキシコ・ペソである。

(4) AVMとNGREは、契約期間を平成26年7月1日から5年間とし、AVMが本件元受保険契約において引き受ける全保険リスクの70%をNGREに対して再保険に付し、NGREがこれを引き受けることを内容とする再保険契約（以下「本件再保険契約」という。）を締結した。

(5) 本件NGRE事業年度におけるNGREの収入保険料の総額は5億2521万4976米ドル（①）であったところ、そのうち関連者以外の者（AVMを除く。）から受領した収入保険料は2億5318万3120米ドル（②）であり、AVMから受領した本件再保険契約に係る収入保険料は1149万3075米ドル（③）であった。②の金額は①の金額の100分の50を超えないが、②の金額に③の金額を加えた額

は、①の金額の100分の50を超える。

(6) 処分行政は、被上告人に対し、令和2年7月31日、本件再保険契約に係る収入保険料は、NGREに係る関連者に当たるNRFMの資産を「保険の目的」とする保険に係るものであって本件括弧書きの要件を満たさず、施行令39条の117第8項5号にいう「関連者以外の者から収入するもの」に該当しないために、同号にいう割合が100分の50を超えないこととなる結果、NGREは本件NGRE事業年度において非関連者基準を満たさないなどとして、措置法68条の90第1項の規定を適用し、前記各増額再更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

4 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件各処分は違法であるとして被上告人の請求を認容した。

本件括弧書きにいう「資産」や「損害賠償責任」は例示にすぎず、「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産等に対する保険危険を担保する保険をいうものと解するのが相当である。本件元受保険契約は本件各顧客の生命、身体等に対する保険危険を担保する保険契約であるから、本件再保険契約に係る収入保険料は、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に当たるものとして施行令39条の117第8項5号にいう「関連者以外の者から収入するもの」に該当し、同号にいう割合が100分の50を超えることとなる結果、NGREは本件NGRE事業年度において非関連者基準を満たすので、措置法68条の90第1項の適用は除外される。

5 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 施行令39条の117第8項5号は、措置法68条の90第1項の規定の適用が除外される場合の要件の一つである非関連者基準を、主として保険業を行う特定外国子会社等について具体化するものである。そして、本件括弧書きは、特定外国子会社等が関連者との間の保険取引に関連者以外の者を介在させた場合の収入保険料の取扱いを明確にし、上記の者を形式的に介在させることによって非関連者基準を充足させ、同項の適用が除外されることとなるのを防ぐ趣旨にしたものと解される。

このような本件括弧書きの趣旨に加えて、通常、保険に加入する者は、保険金の支払を受けることによって経済的不利益の保障、填補を受けることを目的として、保険料を負担して保険契約を締結するものと考えられることを踏まえると、本件括弧書きは、特定外

子会社等が保険者として再保険取引を行うに際し、当該再保険取引が関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保しようとするものである場合に限り、当該特定外国子会社等が当該再保険取引から得る収入保険料は関連者以外の者から収入するものとして扱うこととしたものと解される。

したがって、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいうものと解すべきである。

(2) これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、NRFMは、本件クレジット契約を締結した本件各顧客が所定の保険契約を締結しない場合には、本件元受保険契約に本件各顧客を加入させ、本件各顧客から、本件クレジット債権の残高に応じて定められる本件元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収して保険料をAVMに支払っており、また、本件元受保険契約においては、NRFMが優先受益者に指定され、この指定は取り消すことができないこととされるとともに、本件各顧客の死亡等又は失業等の保険事故が生じた場合には、それぞれ、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の未償還残高又は月額賦払金6か月分に相当する保険給付を受けることとされていたというのである。

上記のような本件元受保険契約の実質に照らせば、本件再保険契約に係る保険は、本件NGRE事業年度におけるNGREに係る関連者に当たるNRFMが有する資産である本件クレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるということができる。したがって、上記保険は、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」には当たらないから、NGREは本件NGRE事業年度において非関連者基準を満たさず、措置法68条の90第1項の適用が除外されることとはならない。

6 以上によれば、原審の上記判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、前記事実関係等の下においては、本件各処分にその他の違法事由も見当たらず、本件各処分は適法であるというべきである。そうすると、被上告人の請求は理由がないから、これを棄却した第1審判決は正当であって、被上告人の控訴は棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 深山卓也 裁判官
安浪亮介 裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子)

刑事

◎不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法246条の2にいう「虚偽の情報」を与えたものとされた事例

件名 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

最高裁判所令和4年(あ)第1460号

令和6年7月16日 第三小法廷判決棄却

被告人 千田啓太

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人倉地智広、同伊藤建、同松田一星の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、職権で判断する。

1 原判決が是認する第1審判決の認定及び記録によれば、被告人が收受した暗号資産(仮想通貨)であるNEMは、氏名不詳者が、不正に入手したA株式会社(以下「A社」という。)のNEMの秘密鍵を用いて、A社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者の管理するNEMアドレスに移転させたNEM(以下「本件NEM」という。)の一部であったと認められる(以下、本件NEMの移転行為を「本件移転行為」という。)。そして、NEMの取引においては、取引日時、取引数量、送受信アドレス等の取引に必要な情報(以下「トランザクション情報」という。)を、送信元のNEMアドレスに紐づけられている秘密鍵で署名した上でNEMのネットワークに送信すると、NEMのネットワークを構成するいざれか一つのNISノード(サーバ)が、送信元のNEMアドレスに紐づけられている公開鍵で、署名が秘密鍵によってなされたものであるかを検証し、トランザクション情報の整合性を機械的に確認して、トランザクションを承認し、こうして承認されたトランザクションが、他の承認されたトランザクションとともにまとめて一つのブロックとして生成され、これが順次積み重なりブロックチェー

ンに組み込まれ、最初のブロックから最新のブロックまで一連のブロックチェーンの情報をNEMのネットワーク全体が共有することで、書換えが事実上困難になり、取引が確定するというのである。

2 所論は、氏名不詳者が不正に入手した秘密鍵を用いて本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為は、刑法246条の2にいう「虚偽の情報」を与えたことにならず、本件移転行為は電子計算機使用詐欺罪に該当しないから、本件NEMは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)2条2項1号にいう「犯罪行為により得た財産」に当たらず、被告人には、令和4年法律第97号による改正前の組織的犯罪処罰法11条違反の罪(以下「犯罪収益等收受罪」という。)は成立しないと主張する。

3 しかしながら、NEMのネットワークに参加している者は、自らの管理するNEMアドレスに紐づけられている秘密鍵で署名しなければ、トランザクションがNISノードに承認されることも、ブロックチェーンに組み込まれることもなく、NEMの取引を行うことができないのであるから、秘密鍵で署名した上でトランザクション情報をNEMのネットワークに送信することは、正規に秘密鍵を保有する者によるNEMの取引であるとの確認のために求められるものといえる。このような事情の下では、氏名不詳者が、不正に入手したA社のNEMの秘密鍵で署名した上で本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為は、正規に秘密鍵を保有するA社がNEMの取引をするものであるとの「虚偽の情報」をNEMのネットワークを構成するNISノードに与えたものというべきである。したがって、本件移転行為が電子計算機使用詐欺罪に該当し、本件NEMが組織的犯罪処罰法2条2項1号にいう「犯罪行為により得た財産」に当たるとして、その一部を收受した被告人について、犯罪収益等收受罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判断は正当である。

よって、刑訴法414条、396条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官今崎幸彦、同林道晴の各補足意見がある。

裁判官今崎幸彦の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、上告趣意が、NEMのシステムは、主体情報を認証しないのであるから、氏名不詳者が不正に入手したA社のNEMの秘密鍵で署名した上で本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為は、「虚偽の情報」を与えたことにならないなどと主張していることに関連し、私なりの理解を補足しておきたい。

NEM等の暗号資産は、資金決済に関する法律上、不特定の者に対して決済手段として使用でき、かつ不特定の者との間で売買、交換を行うことができるような財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものと定義されている。本件当時においても、ブロックチェーンや公開鍵暗号等の技術を用いた数多くの暗号資産が発行されており、秘密鍵による排他的支配可能性を前提に、資産等としての利用が急速に拡大し、幅広く取引の対象とされそのための市場が形成されていたということができる。

こうしたNEM等の暗号資産が社会経済において果たしている役割や重要性等に照らし、資金決済に関する法律等は、暗号資産のネットワークに参加している暗号資産交換業者に対し、暗号資産交換業者を介して取引を行う利用者保護のための規制を設け、また、本件後ではあるが、金融商品取引法は、令和元年法律第28号による改正により、暗号資産の不公正取引を規制し、暗号資産のネットワークに参加している者らの権利のより直接的な保護を図っている。正規の秘密鍵保有者でない者が不正に入手した秘密鍵で署名した上で、当該秘密鍵が紐づいているアドレスから他のアドレスにNEM等の暗号資産を移転させた場合、正規の秘密鍵保有者が暗号資産を移転させた者に対し、少なくとも不当利得や不法行為等を理由とした民事上の請求を行うことができることについても大方の異論のないところであろう。

刑事の分野においても、正規の秘密鍵保有者のNEMに対する権利を害する行為は、構成要件に該当する限り処罰の対象となり得る。

NEMが不特定多数のネットワーク参加者を得て取引の対象とされているのは、NEMのシステムによる取引における静的、動的安全の確保に対し、社会の信頼があるからにほかならない。「虚偽の情報」該当性は、こうしたNEMの利用実態、ひいてはNEM等の暗号資産が社会経済において果たしている役割や重要性等の観点からの考察抜きに判断することはできないのであって、システム単体としての仕組みや働き等からロジカルに演繹されるものではない。本件において、正規の秘密鍵保有者でない氏名不詳者は、不正に入手したA社の秘密鍵で署名した上で、当該秘密鍵が紐づいているA社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者らの管理するNEMアドレスにNEMを移転させる旨の本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した。確かに、NEMのシステムは、トランザクション情報に署名した者が正規の秘密鍵保有者であるか否かを判別する仕組みを持たない。しかし、上述のようなNEMのシステムに対する社会の信頼は、正規の秘密鍵保有者が秘密鍵の管理を

通じてNEMを排他的に支配することができることによって確保される。正規の秘密鍵保有者以外の者が不正な方法で秘密鍵を入手し、これで署名することは、正規の秘密鍵保有者のNEMに対する排他的支配を害し、NEMのシステムに対する社会の信頼を損なう。こうした観点も踏まえれば、不正に入手した秘密鍵で署名した上で本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為は、正規の秘密鍵保有者であるという意味での主体を偽ったトランザクション情報をNEMのネットワークを構成するNISノードに与えた行為と評することができるのであり、電子計算機に「虚偽の情報」を与える行為にほかならない。

裁判官林道晴は、裁判官今崎幸彦の補足意見に同調する。

検察官横井朗、同白井智之、同江渕悠紀 公判出席
(裁判長裁判官 林道晴 裁判官 宇賀克也 裁判官 渡邊恵理子 裁判官 今崎幸彦)

最高裁判所判例要旨

民事

- 1 株券の発行前にした株券発行会社の株式の譲渡の譲渡当事者間における効力
- 2 株券発行会社の株式の譲受人が民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）423条1項本文により譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することの可否

令和4年（受）第1266号
令6・4・19二小判 破棄差戻し
民集78巻2号 本誌1838号

- 1 株券の発行前にした株券発行会社の株式の譲渡は、譲渡当事者間においては、当該株式に係る株券の交付がないことをもってその効力が否定されることはない。
- 2 株券発行会社の株式の譲受人は、譲渡人に対する株券交付請求権を保全する必要があるときは、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）423条1項本文により、譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することができる。

刑事

- 児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法7条4項の児童ポルノ製造罪にも該当するときに、同条5項を適用することの可否

令和5年（あ）第1032号
令6・5・21三小判 葉却
刑集78巻2号 本誌1840号

児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法7条4項の児童ポルノ製造罪にも該当するとしても、なお同条5項の児童ポルノ製造罪が成立し、同罪で公訴が提起された場合、裁判所は同項を適用することができる。



追記 上記「刑集78巻2号」の表記が「民集78巻2号」と誤っていましたので訂正しました（8月2日）。

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 外国人の技能実習に係る監理団体の指導員が事業場外で従事した業務につき、労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和5年(受)第365号
令6・4・16三小判
一部破棄差戻し、一部棄却
裁判集民271号本誌1837号

外国人の技能実習に係る監理団体の指導員が事業場外で従事した業務につき、就業日ごとの始業時刻、終業時刻及び休憩時間のほか、訪問先、訪問時刻及びおよその業務内容等を記入した業務日報が提出されていた場合において、次の(1)、(2)など判示の事情の下で、業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、上記業務につき労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとした原審の判断には、同項の解釈適用を誤った違法がある。

- (1) 上記業務は、実習実施者に対する訪問指導のほか、技能実習生の送迎、生活指導や急なトラブルの際の通訳等であった。
- (2) 上記指導員は、上記業務に関し、訪問の予約を行うなどして自ら具体的なスケジュールを管理しており、所定の休憩時間とは異なる時間に休憩をとることや自らの判断により直行直帰することも許されていたものであって、隨時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることもなかった。

(補足意見がある。)

- 労働者と使用者との間に当該労働者の職種及び業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合において、使用者が当該労働者に対して異なる職種等への配置転換命令につき、配置転換命令権の濫用に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和5年(受)第604号
令6・4・26二小判 破棄差戻し
裁判集民271号本誌1838号

労働者と使用者との間に当該労働者の職種及び業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合において、使用者が当該労働者に対してその同意を得ることなくした異なる職種等への配置転換命令につき、使用者が同命令をする権限を有していたことを前提として、その濫用に当たらないとした原審の判断には、違法がある。

記事

◎叙位・叙勲（5月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和6年5月、死亡者のみ）」のとおり

◎遺族追賞（7月分）

別紙「遺族追賞（令和6年7月分）」のとおり

◎人事異動

依願退官

神戸地方裁判所判事補 小林郁也
(7月6日)

福岡地方・家庭裁判所判事補

東京地方・家庭裁判所判事補 清水洋佑

東京地方裁判所判事補

釧路家庭・地方裁判所判事補 加藤優輝
(以上7月7日)

山口家庭・地方裁判所岩国支部判事補

東京家庭裁判所判事補 佐野東吾

定年退官

宗像簡易裁判所判事 野瀬眞司
(以上7月8日)

宗像簡易裁判所判事

福岡簡易裁判所判事 末廣元保
(7月9日)

横浜地方・家庭裁判所判事補

長崎家庭・地方裁判所判事補 重田裕之
(7月11日)

福岡地方・家庭裁判所久留米支部判事補 吉元祥太郎
(7月16日)

長崎地方・家庭裁判所佐世保支部判事補

東京地方・家庭裁判所判事補 矢崎達彦
定年退官

大阪高等裁判所判事 山田 明
(以上7月17日)

大阪高等裁判所判事

和歌山地方・家庭裁判所長 嶋末和秀
和歌山地方・家庭裁判所長

さいたま地方・家庭裁判所判事 佐々木一夫
さいたま地方・家庭裁判所判事

東京高等裁判所判事 江見健一
(以上7月18日)

最高裁判所規則
『金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則について』

標記の規則（令和六年最高裁判所規則第十三号）が、令和六年七月一日に公布されました。

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則について所要の整理を行うものです。

なお、この規則は、公布の日から施行されます。

（規則の条文及び新旧対照条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則

（令和六年七月一日公布 最高裁判所規則第十三号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文 II 別添のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和6年5月、死亡者のみ)

元最高裁判所司法研修所教官	石 井 芳 光	5. 5	従五位
元大阪高等裁判所判事	安 達 嗣 雄	5. 9	正四位 瑞中
元日本弁護士連合会常務理事	原 陽三郎	5. 11	従五位
元最高裁判所判事	佐 藤 庄市郎	5. 21	従三位
元広島高等裁判所判事	荒 木 恒 平	5. 22	従三位
大阪簡易裁判所主任書記官	田 中 浩一郎	5. 26	従五位 瑞双
神戸家庭裁判所尼崎支部主任書記官	深 計 之	5. 26	従五位 瑞双
元日本弁護士連合会常務理事	増 市 徹	5. 27	従五位 旭小
元日本弁護士連合会理事	坂 本 仁 郎	5. 29	従五位

(別紙)

遺族追賞(令和6年7月分)

津地方・家庭裁判所調停委員	佐々木 了 証	5.23	銀 杯
---------------	---------	------	-----

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則（平成二十六年最高裁判所規則第六号）

新

別表

(略)

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第一百六十二条第一項及び第二項
--	-----------------

旧

別表

(同上)

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

(同上)

第一百三条第一項及び第二項

(略)	
	(略)

(同上)	
	(同上)